**理事会招集手続省略に係る同意書**

　私は、○○年○○月○○日に開催される評議員会において役員に選任されたときは、社会福祉法第45条の14第９項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条第２項の規定に基づき、招集手続を省略して下記事項について理事会を開催することに同意します。

記

１　開催日時 　○○年○○月○○日　午前(午後)○○時

２　開催場所 　社会福祉法人○○○会　法人本部会議室

３　目的事項　　 理事長の選任について

○○年○○月○○日

社会福祉法人○○○会

理事長　○○　○○　様

氏名　　　　　　　　　　　㊞

※氏名が自署の場合は、押印は不要です。

※役員選任決議を行う定時評議員会終了後、同日に招集手続を省略して理事長選出のための理事会を開催する直前に同意を得ておく場合

|  |
| --- |
| 【社会福祉法】（理事会の運営）第45条の14　理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。2～8　（略）9　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条の規定は理事会の招集について、同法第96条の規定は理事会の決議について、同法第98条の規定は理事会への報告について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律】（招集手続）第94条　理事会を招集する者は、理事会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。2　前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。 |